

## 令和4年度在宅要介護者訪問歯科健診事業

### 事業実施における留意点

- ① 歯科健診後必要があつて、歯科訪問診療をした場合、健診と同月の居宅療養管理指導は算定可能です。
  - ・ 訪問歯科健診の時に、居宅療養管理指導を受けていなければ、本事業の対象となります。
- ② 前月に一連の歯科診療が終了している場合は、原則として前月まで歯科診療を担当した歯科医師に相談をするよう受診者・家族に伝えてください。
  - ・ 健診担当医が引き続き診療に移行する場合：受診者・家族から直接、健診担当医に歯科訪問診療の依頼があつた場合はその限りではありません。その場合、後日、健診担当医が歯科訪問診療・口腔ケア申込書様式1を持って横浜市歯科医師会歯科医療連携室に報告してください。（すでに歯科訪問診療を開始している旨の記載をしてください）
  - ・ 何らかの理由で健診担当医が引き続き診療を行わない場合：かかりつけ歯科医がない場合は受診者・家族が 歯科訪問診療・口腔ケア申込書様式1によって横浜市歯科医師会歯科医療連携室に相談、申し込みするよう伝えてください。
- ③ 原則として本事業は横浜市に住所がある方が対象となります。横浜市にお住まいでも他市町村に住民票がある方は本事業の対象となりません。なお、住所については、被保険者証でご確認ください。
- ④ 本事業は原則居宅の方が対象となります。居宅以外に居住系施設等に入居している方への健診に関しましては該当可否について確認が必要なため、健診を実施前に横浜市歯科医師会歯科医療連携室ご連絡ください。
- ⑤ 本事業にかかる健診費用は、事業終了後に一括してお支払いさせていただく予定となっております。
- ⑥ 本事業は委託契約上、健診申請の上限が480件となっておりますので、進捗状況によりまして、事業実施期間より早く事業が終了となる場合がございます。

- ⑦事業は原則居宅の方が対象となります。居宅以外に居住系施設等に入居している方への健診に関しましては該当可否について確認が必要なため、健診を実施前に横浜市歯科医師会歯科医療連携室ご連絡ください。

上記の通り、本事業の対象は居宅の方となるため、居住系施設へ周知および入居者への募集案内についてはお控え下さいますようお願い致します。

本事業対象外となる居住系施設は以下の URL からご確認頂けます。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kourei/riyousya/shisetu/>

- ⑧事業の周知方法・チラシの配布場所については以下をご参考になさってください。

- 1) 区福祉保健センター（横浜市健康福祉局より案内予定）
  - ・福祉保健課運営企画係（ケアプラザ運営協議会担当部署）
  - ・高齢・障害支援課、高齢・障害支援係（地域包括ケア推進担当係長在籍）  
地域ケアプラザ所長会議・地域包括支援センター運営会議等での周知を依頼します。
- 2) 地域ケアプラザ・地域包括支援センター
  - ・主任ケアマネージャー（エリア内の介護保険事業所へ周知依頼）
  - ・デイサービス担当職員（デイサービス利用者・家族への周知依頼）
  - ・運営協議会メンバー（地区社会福祉協議会、連合町内会、民生委員、老人クラブ等団体）への周知
- 3) 各区在宅医療相談室（医師会・訪問看護ステーション）
  - ・多職種ネットワーク会議での周知
  - ・事例検討会での周知
  - ・その他
- 4) 各区三師会

## 訪問歯科健診後に歯科訪問診療を実施する場合

### 1 歯科訪問診療の依頼先

基本的に本事業を担当した協力医に歯科訪問診療の依頼を行います。

### 2 依頼方法

(1) 地域連携室設置地区(鶴見・港北・青葉・西・旭・泉・金沢・磯子・保土ヶ谷)の場合

各連携室から連絡を行います。

(2) 中区・地域連携室未設置地区(都筑・緑・神奈川・保土ヶ谷・瀬谷・戸塚・南・港南・栄)の場合

横浜市歯科医師会(横浜市地域連携室)または地区担当者より連絡を行います。

### 3 保険診療上の留意点

訪問歯科健診実施日より1か月以内に歯科訪問診療を実施する場合は初診ではなく再診扱いとなります。(歯科訪問診療料は初診・再診の点数は同一です。)レセプト摘要欄には「歯科健診より移行」とご記入下さい。

### ~~4 診査票(事後)の作成と報告~~

~~—— 歯科訪問診療の一段落した時点(3か月以内)で、別紙2を用いて診査票(事後)別紙2”を作成して下さい。診査票(事後)は横浜市歯科医師会へ郵送して下さい。——~~